2026 年 4 月 1 日

武蔵大学図書館

国立国会図書館デジタル化資料送信サービスについて

武蔵大学図書館では、国立国会図書館が提供している「デジタル化資料送信サービス」を利用することができます。「デジタル化資料送信サービス」は、国立国会図書館でデジタル化した図書や雑誌のうち、絶版などで現在手に入らないものについて、国立国会図書館の承認を受けた全国各地の公共図書館や大学図書館などで見られるサービスです。国立国会図書館の利用者登録（本登録）をしている方は、「個人向けデジタル化資料送信サービス」にてご自身の端末からでもご利用いただけます。

国立国会図書館がデジタル化した資料（表 1）のうち、送信サービス参加図書館で見られるものは、表の「送信サービスの対象」の部分（太枠部分）で、図書・古典籍・雑誌・博士論文・脚本約 233 万点（2026 年 1 月時点）です。

表 1　国立国会図書館が提供するデジタル化資料の概数（2026 年 1 月現在）

公開範囲／種類	インターネット公開	送信サービスの対象	国立国会図書館限定	合計	概要
図書	37 万点	128 万点	94 万点	260 万点	明治期以降、2000 年までに整理された図書等
雑誌	2 万点	84 万点	56 万点	142 万点	国内刊行雑誌のうち、劣化した雑誌や学術雑誌等（刊行後 5 年以上経過したもの）
古典籍	9 万点	2 万点	0.4 万点	11 万点	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等
博士論文	1 万点	15 万点	2 万点	18 万点	1987（昭和 62）～2000（平成 12）年度に国内の大学から送付を受けた論文、1923（大正 12）～1958（昭和 33）年に学位授与された論文の一部
新聞	—	—	24 万点	24 万点	明治期以降に刊行された新聞のうち、資料保存のためにデジタル化したもの等
官報	2 万点	—	—	2 万点	1883（明治 16）年 7 月 2 日（創刊）～1952（昭和 27）年 4 月 30 日に発行された官報
帝国議会資料	0.3 万点	—	—	0.3 万点	帝国議会（貴族院・衆議院）の議事資料や出版物
憲政資料	2 万点	—	0.3 万点	2 万点	近現代の日本の政治家・官僚・軍人などが所蔵していた書簡・書類・日記等
録音・映像関係資料	—	0.3 万点	1 万点	2 万点	カセットテープ、ソノシートなどの録音資料・レーザーディスクなどの映像資料（付属する冊子等を含む）、日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアムから寄贈された 1980 年以前の放送脚本（テレビ・ラジオ番組の脚本・台本）の一部、明治期以降の日本人作曲家の手稿譜及びその関連資料の一部
地図	—	—	0.3 万点	0.3 万点	明治期から 1967（昭和 42）年までに国内で刊行された地図資料
その他	14 万点	4 万点	11 万点	29 万点	他機関が所蔵するアナログ資料をデジタル化したもの（日本占領関係資料、プランゲ文庫、歴史的音源、他機関デジタル化資料等）
計	68 万点	233 万点	190 万点	490 万点	

お探しの図書や雑誌などが送信サービスの対象となっているかは、国会図書館のウェブサイト内の「国立国会図書館デジタルコレクション」（https://dl.ndl.go.jp）で、ご自身のパソコンやスマートフォンからでも検索することができます。公開範囲が「ログインなしで閲覧可能」のものは、そのまま本文画像を自由に見ることもできます。

【本学図書館におけるサービスの詳細】

利用場所

大学図書館 本館 1 階カウンター前の検索用 PC 4 台

利用時間(レファレンスカウンターの受付時間と同じ)

平　日:9:00～17:30

土曜日:9:00～12:30

※　複写資料の受け取りは、上記時間以降も可能です。本館 1 階貸出・返却カウンターにお申し出ください。

利用対象者

(1) 学部生、大学院生など、武蔵大学が発行する学生証を発行されている方

(2)本学園が発行する身分証明書を発行されている方

(3)本学園非常勤講師の方(本務校の有無は問いません)

(4)本学園の身分証明書を有しない本学園職員の方

(5)本学及び本学園に附属する研究所の研究員等の方

(6)その他、図書館長が特に許可した方

※　ただし、上記(3)～(6)に該当する場合は、本学図書館の利用証を発行されている方に限ります。

閲覧方法

- 利用希望者はレファレンスカウンターに備付けの「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用申込書」に必要事項を記載し、学生証や利用証など、利用対象者であることを証明できるものを提示してください。レファレンス担当者が当該サービス用の PC でログイン作業を行います。
- ログイン後の資料の検索・閲覧については、利用者ご本人が行ってください。
- 閲覧用の PC に持ち込みの機器(USB メモリなど)を接続したり、画面をカメラ等で撮影したりすることは禁じられています。
- 利用が終了したら、レファレンス担当者に声をかけてください。

複写方法

- 公開範囲が「送信サービスで閲覧可能」である資料について、著作権の範囲内で複写を受け付けます。レファレンスカウンターに備付けの「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス複写申込書」に必要事項を記入し、レファレンスカウンターまたは時間外受付箱で申し込んでください。公開範囲が「ログインなしで閲覧可能」である資料については、館内に設置されている PC やご自宅の PC 等から印刷することができます。
- 当該資料が図書館内にある場合は、原則館内にある資料から複写をしてください。(貸出中の資料を除く)
- 永続的識別子、コマ番号が指定されていない場合は、受付いたしかねます。
- 原則として、複写物のお渡しは受付日の翌日の正午以降となります。分量によっては、ご用意までにそれ以上の時間を要すことがあります。
- 複写料金は、館内コピー料金(白黒 10 円/枚、カラー50 円/枚)

以上

＜参考:「国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用に関する細則」(抜粋)＞

(趣旨)
第1条　この細則は、武蔵大学図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第 17 条に基づき、図書館における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「資料送信サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用対象者)
第2条　資料送信サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、レファレンス・サービスの対象者である、次の各号に掲げる者とする。
(1)　武蔵大学が発行する学生証(以下「学生証」という。)を発行されている者
(2)　本学園が発行する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を発行されている者
(3)　本学園非常勤講師(本務校の有無を問わない)
(4)　身分証明書を有しない本学園職員
(5)　本学及び本学園に附属する研究所の研究員等
(6)　その他、図書館長が特に許可した者
2　前項第3号から第6号は、武蔵大学図書館利用細則第2条第3項又は第4項に基づき利用証の交付を受けた者に限る。

(利用目的)
第3条　利用者は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、資料送信サービスを利用することができる。

(利用時間)
第4条　資料送信サービスを利用できる時間は、レファレンス・サービスの時間内とする。

(閲覧利用)
第5条　資料送信サービスによって提供される資料のデジタル画像(以下「資料画像」という。)の閲覧は、レファレンス・カウンターにて所定の手続きを経たうえで、図書館内の指定された閲覧用端末で行うものとする。
2　前項の閲覧用端末において、利用者の行う機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとする。
3　利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1)　閲覧用端末の持ち出し
(2)　閲覧用端末への外部記憶装置の接続
(3)　閲覧用端末の画面の撮影
(4)　画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得

(複写)
第6条　資料画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、レファレンス・カウンターに申し込むものとする。

2　複写は図書館職員が行い、A3判以下の用紙への印刷出力によるものとする。
3　複写の範囲及び部数は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の規定に従う。

（複写料金）
第7条　利用者は、前条の規定により複写された資料を受け取る際に、複写料金を支払わなければならない。
2　複写料金は、図書館内に設置されているコピー機の利用料金を準用する。

（その他）
第8条　その他、資料送信サービスの利用については、国立国会図書館の定めるところによる。